

大和市特定不妊治療費助成事業のお知らせ

(対象となる治療)

「神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業」による助成決定を受けた方が対象となります。特定不妊治療（体外受精および顕微授精）に要した保険診療外の費用の一部を助成します。

(対象者)

次の要件を全て満たす夫婦が助成の対象です。

1	法律上の婚姻関係にある夫婦及び、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある2者（以下総称して「夫婦」という）
2	治療日及び申請日現在、夫婦が大和市に住民登録をしている
3	国民健康保険や社会保険等公的健康保険に加入している
4	神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業要綱による助成決定を受けている
5	大和市の市税等に滞納がない

(助成内容)

助成金額は、1回の特定不妊治療に要した保険適用外の費用のうち、神奈川県から受けた助成額を控除した額を助成します（上限額5万円）（1,000円未満の端数は切り捨て）

(申請期間)

＜＜神奈川県決定通知書の日付を含む月の月末から

6か月以内が申請期間となります。＞＞

(申請回数)

大和市での助成回数の算定方法は、神奈川県の決定に基づくものとします。

詳しくは「神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業ホームページ」で確認してください。

(申請方法)

申請書類をそろえて、大和市保健福祉センター2階のすくすく子育て課窓口で申請してください。

※「神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業」による助成決定を受けた方が対象となりますので、先に県へ申請してください。

(申請書類)

1. 大和市特定不妊治療費助成金交付申請書（第1号様式）

※助成申請額は、審査後に決定しますので未記入で申請してください。

書式は大和市ホームページからダウンロードできます。

2. 神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業決定通知書の写し

※神奈川県に申請後、3～4か月前後で送付されるものです。

3. 神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書の写し
※神奈川県に提出するものになりますので、県に提出する前に必ずコピーをしておいてください。
※コピーを取らずに県へ提出してしまった場合は、「神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業ホームページのQ&A」でコピーの依頼方法を確認してください。
4. 助成対象となる治療に要した治療費（保険外）の領収書のコピー
※「請求書」ではなく、「領収書」をお持ちください。
5. 夫と妻の健康保険証
6. 申請者名義の普通預金口座を確認できるもの
※ゆうちょ銀行の場合は、7桁の口座番号と3桁の店番が必要です
7. 戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）か、個人事項証明書（戸籍抄本）
※夫および妻が同一世帯でない場合必要となります。
8. 印鑑（認印可。1の申請書に押印したものと同一印鑑）

（支給方法）

助成が決定された場合、申請者本人に通知した上で、申請者名義の指定口座に振り込みます。

（申請の却下、助成の取り消し）

要件に該当しないなど助成ができない場合には、その旨を通知します。また、不正な手段をもって助成を受けた場合は、助成金を返還していただきます。

★大和市特定不妊治療費助成事業に関する問い合わせ

大和市鶴間 1-31-7 保健福祉センター2階 大和市すくすく子育て課 母子保健係

電話 046(260)5609

HP <http://www.city.yamato.lg.jp/web/ikusei/tokuteifunin.html>

【神奈川県不妊に悩む方への特定治療支援事業に関する問い合わせ】

神奈川県 健康医療局保健医療部健康増進課 母子保健グループ

電話 045(210)4786